

タイトル	平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る損害賠償請求事件の訴えの提起について
------	--

議決日	令和2年9月25日 議案第81号：訴えの提起について（別紙のとおり）
当事者	原告：和光市 被告：東内京一（元職員・令和元年8月14日付け懲戒免職）
事件の内容	<p>平成22年3月25日付けで国から平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金45,000,000円の交付決定を受け、本交付金を財源として、同年4月9日に交付金対象事業者に対して、平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金45,000,000円を交付した。その後、会計検査院から本交付金が交付要件を満たしていない旨を指摘され、平成26年6月30日に国へ、本交付金45,000,000円に加算金11,110,500円を加えた56,110,500円を返還した。</p> <p>令和2年2月に実施した調査において、東内京一が、本交付金の申請等に関し、不適切な指示等を行った可能性があることが判明したため、その不正行為により市が被った損害の賠償請求を求める訴えの提起をするものである。</p>
請求の趣旨	市が国に返還した56,110,500円に弁護士費用相当額5,611,050円を加えた損害賠償金61,721,550円及び訴訟費用の負担を求めるものである。
提訴日・提出先	10月中旬にさいたま地方裁判所へ提出予定
問い合わせ先 担当課	<p>課名 長寿あんしん課</p> <p>氏名 課長 田中 克則</p> <p>電話 048-464-1111（内線2145）</p>

議案第 81 号

訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

1 相手方 住 所 埼玉県新座市栄五丁目 12 番 26 号

氏 名 東内 京一

2 事件名 損害賠償請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

平成 22 年 3 月 25 日付けで国から平成 21 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 45,000,000 円の交付決定を受け、本交付金を財源として、同年 4 月 9 日に交付金対象事業者に対して、平成 21 年度地域密着型サービス拠点整備補助金 45,000,000 円を交付した。

その後、会計検査院から本交付金が交付要件を満たしていない旨を指摘され、平成 26 年 6 月 30 日に国へ、本交付金 45,000,000 円に加算金 11,110,500 円を加えた 56,110,500 円を返還した。

令和 2 年 2 月に実施した調査において、東内京一が、本交付金の申請等に関し、不適切な指示等を行った可能性があることが判明したため、市が国に返還した 56,110,500 円に弁護士費用相当額 5,611,050 円を加えた損害賠償金 61,721,550 円及び訴訟費用の負担を求める。

4 事件に関する取扱い

(1) 弁護士を代理人に選任し、訴訟を遂行する。

(2) 訴訟において損害賠償請求が容認されないときは、上訴するものとする。

(3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

令和 2 年 9 月 25 日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

損害賠償請求事件に関し訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、この案を提出するものである。